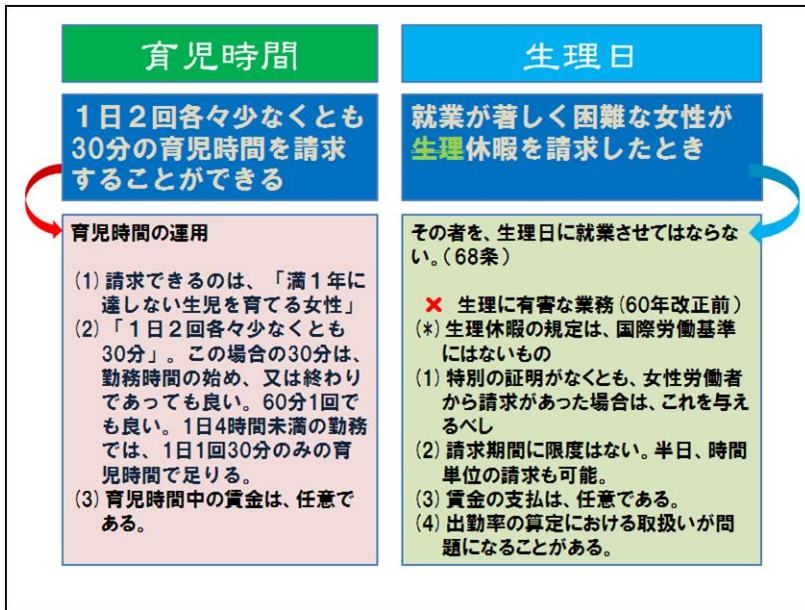


6-5 育児時間及び生理日の休暇



育児時間

満一年に達しない生児を育てる女性は、休憩時間のほかに一日二回各々少なくとも30分の育児時間を請求することができる。使用者は、育児時間中はその女性を使用してはならない(法第67条)。

生理日の就業が著しく困難な女性に対する措置

使用者は、生理日の就業が著しく困難な女性が休暇を請求したときは、その者を生理日に就業させてはならない(法第68条)。

旧規定(昭和60年改正前)では、生理日の就業が著しく困難な女性と並んで「生理に有害な業務に従事する女性」の文言があったが、「生理時のみに有害な業務というのは考えられない」(昭53 労基法研究会報告)として削除された経緯がある。

生理日の休暇中の賃金は、労働基準法には規定がないから、事業場の賃金規定等の定めによる。